



宮 崎 県 公 報

平成21年7月2日(木曜日)第2096号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例等
の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…… (人事課) 1

告 示

○廃川敷地等の公示…… (河川課) 1

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…… (建築住宅課) 1

訓 令

○職員勤務時間に関する規程の一部を改正する
訓令…… (人事課) 2

公 告

○特定鳥獣保護管理計画の変更等に関する公聴会
の開催…… (自然環境課) 2

○大規模小売店舗の新設に関する届出…… (商業支援課) 2
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市
町村の意見 (2件) …… () 3

教育委員会告示

○平成22年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎
県立宮崎西高等学校附属中学校及び新設県立中
学校 (仮称) 入学者選抜要綱…… 3

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…… 4

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
分の1の数…… 4
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
の1の数…… 4

規 則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第30号

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第14号) の施行期日は、平成21年8月1日とする。

告 示

宮崎県告示第508号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県小林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 河川の名称
一級河川川内川水系川北川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成21年7月2日
- 3 廃川敷地等の位置
えびの市大字湯田字中道ノ西 690-1
えびの市大字湯田字中道ノ西 690-10
えびの市大字湯田字中道ノ西 690-6
えびの市大字湯田字中道ノ西 687-3
えびの市大字湯田字中道ノ西 712-3

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 341㎡

宮崎県告示第509号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 21-2	株式会社 エイコー 建設代表 取締役原 田武寛	高原町大字西麓字 蒲牟田原 276番 6 ,276番 7,268番 4 ,268番 8の一部	6.01	28.03	平成21 年6月 18日

訓 令

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成21年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第6号

本 庁
各出先機関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和41年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時15分までとする。	第1条 職員の勤務時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。
2 職員の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。	2 職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。
第2条 特別の勤務に従事する職員で前条の規定によることが適当と認められないものの勤務時間は、その勤務の態様及び内容に応じて別に定める。	第2条 特別の勤務に従事する職員で前条の規定によることが適当と認められないものの勤務時間は、その勤務の態様及び内容に応じて別に定める。また、特別の事情を有する職員について適当と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項及び第14条第4項において準用する第7条第4項の規定により、ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の変更及び特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカの狩猟による捕獲頭数の制限の緩和について、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成21年7月31日 (金) 午後2時から	県庁7号館2階 環境森林部会議 室 宮崎市橘通東2 丁目10番1号	ニホンジカに係る特定鳥 獣保護管理計画の変更及 び特定鳥獣保護管理計画 に基づくニホンジカの狩 猟による捕獲頭数の制限 の緩和について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき本郷店
宮崎市本郷南方字石原1803番1 外10筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀
宮崎市瀬頭2丁目10番26号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀
宮崎市瀬頭2丁目10番26号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年2月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,160㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 (No 1) 4台
建物敷地南側 (No 2) 137台
合計 141台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 (No 1) 10台
建物南側 (No 2) 11台
建物南側 (No 3) 14台
合計 35台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 (No 1) 276㎡
建物西側 (No 2) 37㎡
合計 313㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 (No 1) 18.0㎡
建物北側 (No 2) 12.9㎡
建物北側 (No 3) 4.5㎡
合計 35.4㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時30分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分～午後10時
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物西側駐車場南側 1箇所(出入口)
建物敷地南側駐車場西側 2箇所(出入口)
建物敷地南側駐車場北側 2箇所(出入口)
合計 5箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
建物東側(No1) 午前6時～午後9時
建物西側(No2) 午前6時～午後9時
- 8 届出年月日
平成21年6月22日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成21年7月2日から平成21年11月2日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間
平成21年7月2日から平成21年11月2日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドン・キホーテ宮崎神宮店
宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成21年7月2日から平成21年8月3日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規

定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス下田島店
宮崎市佐土原町下田島字牟田ノ一 10158番1 外3筆
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成21年7月2日から平成21年8月3日まで

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第6号

平成22年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び新設県立中学校(仮称)入学者選抜要綱をここに公表する。

平成21年7月2日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

平成22年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び新設県立中学校(仮称)入学者選抜要綱

- 1 募集人員
- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 | 40人 |
| (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 | 80人 |
| (3) 新設県立中学校(仮称) | 40人 |
- 2 応募資格
平成22年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者
- 3 出願手続
入学志願者の出願手続については、別に定める「平成22年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び新設県立中学校(仮称)入学者選抜実施細目」(以下「実施細目」という。)による。
- 4 入学者選抜
入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。
- 5 入学者選抜検査会場
- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
宮崎県教育研修センター(宮崎市阿波岐原町前浜4276番729)
電話番号 0985(24)3122
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校
宮崎県立宮崎西高等学校(宮崎市大塚町柳ヶ追3975番地2)
電話番号 0985(48)1021
- (3) 新設県立中学校(仮称)

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校 (都城市妻ヶ丘町27街区15号)

電話番号 0986 (23) 0223

6 日 程

(1) 入学者選抜検査

平成22年1月16日 (土)

(2) 入学者選抜検査結果通知の投函

平成22年1月19日 (火)

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び新設県立中学校 (仮称) の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成21年7月2日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	2級	平成21年10月9日 (金) 午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

15人

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成21年8月24日 (月) から9月4日 (金) まで (土、日を除く。) の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚 (申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成21年6月15日現在次のとおりである。

平成21年7月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,748人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,892人

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第1項に規定する選挙

権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年6月15日現在次のとおりである。

平成21年7月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康
東臼杵郡選挙区 8,711人

--	--